



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県食品衛生に関する規則の一部を改正する規則	生 活 衛 生 課
○製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則	〃
○長崎県狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則	〃
○と畜場法施行細則の一部を改正する規則	〃
○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則	〃
○長崎県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部を改正する規則	林 政 課
◎ 告 示	
・ 寄附金の収納の事務委託	税 務 課
・ 自然公園内県営公園施設指定管理者の指定	自 然 環 境 課
・ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福 祉 保 健 課
・ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更	〃
・ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	〃
・ 生活保護法に基づく指定医療機関の辞退	〃
・ 生活保護法に基づく指定介護機関の指定	〃
・ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更	〃
・ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	〃
・ 生活保護法に基づく指定施術機関の指定	〃
・ 生活保護法に基づく指定施術機関の変更	〃
・ 漁業災害補償法に基づく加入区設定の一部改正（3件）	水 産 経 営 課
・ 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	〃
・ 道路の区域変更	道 路 維 持 課
◎ 公 告	
・ 令和3年度長崎県調理師試験の実施	国保・健康増進課
・ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（2件）	経 営 支 援 課
・ 土地改良区の定款変更の認可	農 村 整 備 課
・ 測量の実施	建 設 企 画 課
・ 測量の終了（2件）	〃
◎ 正 誤	
・ 令和3年3月23日付け長崎県公報第11005号中	道 路 維 持 課

規 則

長崎県食品衛生に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第52号

長崎県食品衛生に関する規則の一部を改正する規則

長崎県食品衛生に関する規則（平成12年長崎県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（食品衛生管理者の届出） 第4条 法第48条第8項の規定による食品衛生管理者の届出は、<u>食品衛生管理者選任（変更）届</u>（様式第3号）によるものとし、その部数は、2通とする。 （営業許可の申請） 第5条 省令第67条第1項の規定による営業の許可の申請は、<u>営業許可申請書・営業届（新規、継続）</u>（様式第4号）によるものとする。 2 及び3 略 （承継の届出） 第6条 法第56条第2項の規定による承継の届出は、<u>地位承継届</u>（様式第5号）によるものとする。 （変更の届出） 第7条 省令第71条の規定による変更の届出は、<u>営業許可申請書・営業届（変更）</u>（様式第6号）によるものとする。 （許可指令書の紛失届等） 第8条 法第55条第1項の許可を受けた者（以下「許可営業者」という。）は、許可指令書を紛失したときは、速やかに許可指令書紛失届（様式第7号）により知事に届け出るものとする。 2 略 （廃業の届出） 第9条 許可営業者は、当該許可に係る営業を廃止したときは、速やかに<u>営業許可申請書・営業届（廃業）</u>（様式第9号）により知事に届け出るものとする。	（食品衛生管理者の届出） 第4条 法第48条第8項の規定による食品衛生管理者の届出は、<u>食品衛生管理者設置（変更）届書</u>（様式第3号）によるものとし、その部数は、2通とする。 （営業許可の申請） 第5条 省令第67条第1項の規定による営業の許可の申請は、<u>営業許可申請書</u>（様式第4号）によるものとする。 2 及び3 略 （承継の届出） 第6条 法第53条第2項の規定による承継の届出は、<u>承継（相続）届出書（様式第5号）及び承継（合併・分割）届出書（様式第5号の2）</u>によるものとする。 （変更の届出） 第7条 省令第71条の規定による変更の届出は、<u>事項変更届</u>（様式第6号）によるものとする。 （許可指令書の紛失届等） 第8条 法第52条第1項の許可を受けた者（以下「許可営業者」という。）は、許可指令書を紛失したときは、速やかに許可指令書紛失届（様式第7号）により知事に届け出るものとする。 2 略 （廃業の届出） 第9条 許可営業者は、当該許可に係る営業を廃止したときは、速やかに<u>廃業届</u>（様式第9号）により知事に届け出るものとする。 （施設の基準） 第10条 条例第2条第2項に規定する営業の施設についての基準は、別表第1のとおりとする。 （営業の施設及び容器の基準） 第11条 条例第4条第2項に規定する営業の施設及び無店舗魚介類販売業に係る容器についての基準は、別表第2及び別表第3のとおりとする。 （条例許可の営業許可の申請） 第12条 条例第3条第2項の規定による営業の許可の申請は、<u>営業許可申請書（様式第4号）</u>によるものとする。 2 条例第3条第1項の許可を受けた者（以下「条例許可営業者」という。）が許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業を営もうとするときは、期間満了の日の1月前までに<u>営業許可申請書（様式第4号）</u>により知事に申請するものとする。 （条例許可の承継の届出） 第13条 条例第5条第2項の規定による承継の届出は、<u>承継（相続）届出書（様式第5号）及び承継（合併・分割）届出書（様式第5号の2）</u>によるものとする。

(営業の届出) 第10条 法第57条第1項の規定による営業の届出は、<u>営業許可申請書・届出書(新規、更新)(様式第4号)</u>によるものとする。 2 第6条、第7条及び第9条の規定は、前項により届出をした者について準用する。 (許可指令書の掲示) 第11条 許可営業者は、許可指令書を営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。 第12条及び第13条 略	(条例許可の変更の届出) 第14条 条例許可営業者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに事項変更届(様式第6号)により知事に届け出るものとする。 (1) 申請者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) (2) 営業所の名称、屋号又は商号 (3) 営業の施設(無店舗魚介類販売業にあっては、容器)の構造 2 前項の規定は、条例許可営業者の地位を承継した者において次に掲げる事項に変更があったときについて準用する。 (1) 相続による承継の場合届出者の住所及び氏名 (2) 合併又は分割による承継の場合届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 (条例許可営業者の許可指令書の紛失届等) 第15条 第8条及び第9条の規定は、条例許可営業者が許可指令書をき損し、若しくは紛失したとき又は当該許可に係る営業を廃止したときについて準用する。 (営業の届出) 第16条 条例第9条の規定による営業の届出は、<u>営業届出書(様式第10号)</u>によるものとする。 2 前項の届出を行った者は、次に掲げる事項に変更があったとき又は当該営業を廃止したときは、速やかにその旨を変更届(様式第11号)又は廃業届(様式第12号)により知事に届け出るものとする。 (1) 届出者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) (2) 営業所の名称、屋号又は商号 (3) 営業の種類 (4) 施設の構造設備(製造業に限る。) (許可指令書の掲示) 第17条 許可営業者及び条例許可営業者は、許可指令書を営業所の見やすい場所に掲示(無店舗魚介類販売業にあっては、携行)しなければならない。 第18条及び第19条 略
---	--

別表第1、別表第2及び別表第3を削る。

様式第2号中「㊤」を削り、同様式の備考中(1)を削り、(2)を(1)とする。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第4条関係）

別紙5－1

年 月 日

整理番号：
※届出者による記載は不要です。

殿

食品衛生管理者選任（変更）届

下記のとおり、食品衛生管理者を選任（変更）したので、食品衛生法第48条第8項の規定により届け出ます。
（※営業許可申請書・営業届に添付する場合であって、内容が重複する項目（色付き項目）は記載を省略することができます。）

届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)		
	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		
施設情報	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
令第13条に規定する食品又は添加物の別		①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ②加糖粉乳 ⑤魚肉ハム ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ③調製粉乳 ⑥魚肉ソーセージ ⑨マーガリン ⑪添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたもの） ④食肉製品 ⑦放射線照射食品 ⑩ショートニング	
食品衛生管理者情報	氏名	(ふりがな)	
	住所	年 月 日生	
	職名		
	職種		
	職務内容		
	選任（変更）年月日	年 月 日	
備考	添付書類		☐ 履歴書 ☐ 資格等を証する書面 ☐ 営業者に対する関係を証する書面
	(ふりがな)		電話番号
	担当者氏名		

様式第4号を次のように改める。
様式第4号（第5条関係）

【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通】

別紙1-1

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

殿

営業許可申請書・営業届（新規、継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)		(生年月日)
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)		資格の種類
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。		受講した講習会
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載
	自動販売機の型番		業態
HACCPの取組			
※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理			
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設		☐
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		☐
営業届出	営 業 の 形 態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)		電話番号
	担当者氏名		

【裏面（青塗り箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には ☒
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		☐
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 ☐ ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ☐ ②加糖粉乳 ☐ ③魚肉ハム ☐ ④食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐ ⑤調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑦マーガリン ☐ ⑧添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） ☐ ⑨食肉製品 ☐ ⑩放射線照射食品 ☐ ⑪ショートニング		
	(ふりがな)		資格の種類
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		受講した講習会 講習会名称 年 月 日
	使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合
	① 水道水（ ☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道） ② ☐ ①以外の飲用に適する水		
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設		☐ 生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ☐
	ふぐの処理を行う施設		☐
	(ふりがな)		
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面（事業承継の場合は省略可） ☐ ☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果 ☐ ☐ 営業を譲り受けたことを証する書類（事業承継の場合） ☐ ☐ ☐		
	事業譲渡者の署名（営業の譲渡を証する書類がある場合は不要）		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1 年 月 日		
	2 年 月 日		
	3 年 月 日		
	4 年 月 日		
備考			

様式第5号を次のように改める。
様式第5号（第6条、第10条関係）

別紙4-1

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

處

地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継（相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 □）

※ 承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用し

地位を承継する者の情報	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス				法人番号：	
	届出者住所 ※法人にあっては、所在地					
	(ふりがな)				生年月日 年 月 日生	
	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名				被相続人との続柄	
被相続人	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：					
	被相続人の氏名		(ふりがな)			
	被相続人の住所					
	相続開始年月日		年 月 日			
	添付書類		☐ 戸籍謄本又は ☐ 法定相続情報一覧図 ☐ 同意書（相続人が二人以上いる場合）			
合併により消滅した法人	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：				法人番号：	
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名		(ふりがな)			
	合併により消滅した法人の所在地					
	合併年月日		年 月 日			
	添付書類		☐ 登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）			
分割前の法人	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：				法人番号：	
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名		(ふりがな)			
	分割前の法人の所在地					
	分割年月日		年 月 日			
	添付書類		☐ 登記事項証明書（分割により営業を承継した法人の登記事項証明書）			

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
営業施設情報	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
営業施設情報	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
営業施設情報	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
備考			

様式第5号の2を削る。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第7条、第10条関係）

【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通】 別紙2-1

※赤枠内については変更がある項目のみ記載して下さい。

※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

殿

営業許可申請書・営業届（変更）

食品衛生法施行規則（第71条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（☐）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)		(生年月日)
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
	業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	☐
輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		☐	
営業届出	営 業 の 形 態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

【裏面（青塗り箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には ☒
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと。		☐
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		☐
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 ☐ ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ☐ ②加糖粉乳 ☐ ③魚肉ハム ☐ ④食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐ ⑤調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑦マーガリン ☐ ⑧添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたもの） ☐ ⑨食肉製品 ☐ ⑩放射線照射食品 ☐ ⑪ショートニング		
	(ふりがな)		資格の種類
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		受贈した講習会 講習会名称 年 月 日
	使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合
① 水道水（ ☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道）			
② ☐ ①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ☐
	ふぐの処理を行う施設		☐
	(ふりがな)		
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等	
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面 ☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果 ☐ ☐		☐ ☐ ☐ ☐
	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1 年 月 日		
	2 年 月 日		
3 年 月 日			
4 年 月 日			
備考			

様式第7号中「(第8条、第15条関係)」を「(第8条関係)」に、
「〔第8条第1項〕
〔第15条〕」を「第8条第1項」に改める。

様式第8号中「(第8条、第15条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号(第7条、第10条関係)

【表面(白抜き箇所):許可・届出共通】

別紙3-1

※赤枠内は、必ず記載して下さい。

年 月 日

整理番号:

※申請者、届出者による記載は不要です。

殿

営業許可申請書・営業届(廃業)

食品衛生法施行規則(第71条の2)の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(フタ)

申請者・届出者情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:	法人番号:	
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	年 月 日生	
	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食営・食監・調・製・保・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受検した講習会	都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む) 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
指定成分等含有食品を取り扱う施設	☐		
輸出食品取扱施設	※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。 ☐		
営業届出	営 業 の 形 態		備考
	1		
	2		
	3		
廃業年月日			
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

— 2646 —

様式第10号、様式第11号及び様式第12号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則の一部改正)

- 2 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則（平成20年長崎県規則第18号の6）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(深夜における音響機器の使用の制限区域等) 第11条 条例第37条の規則で定める営業は、<u>食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に掲げる飲食店営業のうち設備を設けて客に飲食をさせる営業</u>とする。 2 及び 3 略 別表第2（第2条関係） 略 1 略 2 飲食店営業（食品衛生法施行令第35条第1号に規定する飲食店営業をいう。）、<u>そうざい製造業（同条第25号に規定するそうざい製造業をいう。）又は複合型そうざい製造業（同条第26号に規定する複合型そうざい製造業をいう。）</u>の用に供する調理施設又は洗浄施設（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」という。）別表第1第66号の4から第66号の7までに規定する事業場に係るものを除く。） 3 及び 4 略 備考 略	(深夜における音響機器の使用の制限区域等) 第11条 条例第37条の規則で定める営業は、<u>次に掲げるもの</u>とする。 (1) <u>食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に掲げる飲食店営業のうち設備を設けて客に飲食をさせる営業</u> (2) <u>食品衛生法施行令第35条第2号に掲げる喫茶店営業</u> 2 及び 3 略 別表第2（第2条関係） 略 1 略 2 飲食店営業（食品衛生法施行令第35条第1号に規定する飲食店営業をいう。）<u>又は</u>そうざい製造業（同条第32号に規定するそうざい製造業をいう。）の用に供する調理施設又は洗浄施設（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」という。）別表第1第66号の4から第66号の7までに規定する事業場に係るものを除く。） 3 及び 4 略 備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第53号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年長崎県規則第63号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

(長崎県収入証紙貼付欄)

製菓衛生師免許申請書

年 月 日

長崎県知事 様

(ふりがな)
氏 名

製菓衛生師の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

本 籍 (外国人の場合は国籍)	都道府県
住 所	〒 ー 電話番号 ()
生 年 月 日	年 月 日
合格した製菓衛生師試験の年月及び施行者	年 月 都道府県 知事施行製菓衛生師試験合格
製菓衛生師法第8条の規定による免許の取消処分の有無(あるときは、処分都道府県知事名、処分年月日及び処分を受けた理由)	有 無
添 付 書 類	1 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(本籍地の確認のできるものに限る。)外国人のうち、中長期在留者及び特別永住者の場合は、住民票の写し(国籍等を確認できるものに限る。)、その他の外国人は、旅券その他の身分を証する書類の写し 2 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書 3 試験合格証書(本県で実施した製菓衛生師試験に合格した者を除く。)

様式第2号から様式第4号までの様式中備考を削る。
様式第5号中「印」を削り、同様式備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を削る。
様式第6号中「㊤」を削り、同様式備考中3を削る。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

長崎県狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第54号

長崎県狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則
長崎県狂犬病予防法施行細則(平成12年長崎県規則第55号)の一部を次のように改正する。
様式第1号及び様式第3号中「㊤」を削る。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第55号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和29年長崎県規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第6号までの様式中「㊤」を削り、同様式備考を削る。

様式第7号及び様式第8号中「印」を削り、同様式備考を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第56号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年長崎県規則第39号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第3号及び様式第5号から様式第7号までの様式中「㊤」を削り、同様式中備考を削る。

様式第8号中「㊤」を削る。

様式第9号及び様式第10号中「㊤」を削り、同様式中備考を削る。

様式第12号中「㊤」を削る。

様式第14号中「㊤」を削り、同様式中備考を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第57

長崎県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県木材業者及び製材業者登録条例施行規則（昭和34年長崎県規則第41号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の1中「㊤」及び備考を削る。

様式第1号の2及び様式第4号から様式第7号までの様式中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第321号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり寄附金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

1 委託年月日

令和3年3月30日

2 受託者の所在地及び名称

(1) 東京都中央区京橋2丁目2番1号

株式会社さとふる

(2) 大阪府大阪市中央区南本町2丁目6番12号

株式会社JTB ふるさと開発事業部

(3) 東京都目黒区青葉台3丁目6番28号

株式会社トラストバンク

3 委託事務

地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号の規定に該当する「ふるさと長崎応援寄附金」の収納事務

4 委託期間

令和3年4月1日から令和4年5月31日まで

長崎県告示第322号

自然公園内県営公園施設条例（昭和32年長崎県条例第20号）第2条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
金泉寺山小屋及び野営施設	諫早市多良見町野川内31番地 多良岳金泉寺山小屋の会 会長 川原 康廣	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで

長崎県告示第323号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

（指 定）

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日	有効期間
ふたば調剤薬局	株式会社国見ファーマシー 代表取締役 野口 大之	長崎県雲仙市国見町多比良乙413	令和3年2月1日	令和9年1月31日
木山調剤薬局 諏訪店	キヤマメディカル株式会社 代表取締役 木山 為彦	長崎県大村市諏訪3-230-2	令和3年3月1日	令和9年2月28日
なか歯科医院 大村院	医療法人 白水会 理事長 仲 貴之	長崎県大村市西本町480番地23	令和3年3月1日	令和9年2月28日
八木原薬局	株式会社大島ファーマシー 代表取締役 長尾 尚俊	長崎県西海市西彼町八木原郷字南1526-3	令和3年3月1日	令和9年2月28日

長崎県告示第324号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

区分	医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	変更事項	変更年月日
旧	一心堂薬局 ことのほ	有限会社一心堂 代表取締役 堀 剛	長崎県諫早市永昌町12-1 スイートビル1階	名称変更	令和3年2月19日
新	ことのほ薬局				
旧	訪問看護ステーション ケアシステムサポート	株式会社ゆかり 代表取締役 中川内 正子	長崎県大村市植松三丁目 630番地3	所在地変更	令和3年2月1日
新	ゆかり		長崎県大村市大川田町880-2		

長崎県告示第325号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	廃止年月日
そうごう薬局諫早久山台店	総合メディカル株式会社 代表取締役 坂本 賢治	長崎県諫早市久山台10-1	令和2年12月1日
ふたば調剤薬局	有限会社吾妻薬局 代表取締役 森田 孝	長崎県雲仙市国見町多比良乙413	令和3年1月31日

長崎県告示第326号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から辞退の届出があった。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

(辞 退)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	辞退年月日
スマイル歯科	本田 光浩	長崎県諫早市宇都町236-79	令和3年2月16日

長崎県告示第327号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	指定年月日
合同会社 訪問看護ステーションつばめ	長崎県大村市大川田町463-1 A棟	合同会社 訪問看護ステーションつばめ 代表社員 西原 イサ子	長崎県大村市大川田町463-1 A棟	訪問看護 介護予防訪問看護	令和3年3月1日

長崎県告示第328号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

区分	事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地		変更事項	変更年月日
旧	一心堂薬局 ことのは	長崎県諫早市永昌町12-1 スイートビル1階	有限会社一心堂 代表取締役 堀剛	長崎県諫早市八坂町4-23	名称変更	令和3年2月19日
新	ことのは薬局					
旧	訪問看護ステーション ケアシステムサポートゆかり	長崎県大村市植松3-630-3	株式会社ゆかり 代表取締役 中川内 正子	長崎県大村市植松3-630-3	所在地変更	令和3年2月1日
新		長崎県大村市大川田町880-2				

長崎県告示第329号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	廃止年月日
訪問看護ステーションフローラ	長崎県大村市皆同町438番地3	社会福祉法人 familiar flora 理事長 長崎 省吾	長崎県大村市皆同町438番地3	訪問看護 介護予防訪問看護	令和2年11月1日

長崎県告示第330号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
はり・きゅう	大久保 丈経	長崎県諫早市上町12-6-1401			令和2年12月1日
はり・きゅう	小島 志保	長崎県対馬市厳原町 大手橋114-3 ハイ ツウグイス2号館6 号			令和2年12月23日
柔道整復	宇都 昂輝	長崎県諫早市川内 町154-11 アメニ ティーC棟102号			令和2年3月1日

長崎県告示第331号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、その例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

区分	業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称・所在地	変更年月日
旧	はり・きゅう	梅野 秀美	長崎県諫早市高来町小峰807-1		令和3年2月1日
新			長崎県諫早市高来町大戸22-1 竹下ハイツ5号		

長崎県告示第332号

漁業災害補償法に基づく加入区を設定した告示（昭和49年長崎県告示第1988号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

2の表中

「

上県町 加入区	上県町漁業協同組合 の地区	1 ぶり飼付漁業（使用する漁船の総トン数が20トン未満であるものをいう。） 及び小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。） 2 はえなわ式あなごかご漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン 未満であるものをいう。） 3 鹿見の区域の小型合併漁業（主として延縄を営む漁業。） 4 鹿見の区域の小型合併漁業（3に掲げる以外の小型合併漁業。） 5 久原の区域の小型合併漁業（主として延縄を営む漁業。） 6 久原の区域の小型合併漁業（5に掲げる以外の小型合併漁業。） 7 女連の区域の小型合併漁業（主として延縄を営む漁業。） 8 女連の区域の小型合併漁業（7に掲げる以外の小型合併漁業。） 9 御園の区域の小型合併漁業（主として延縄を営む漁業。） 10 御園の区域の小型合併漁業（9に掲げる以外の小型合併漁業。） 11 犬ヶ浦及び檜滝の区域の小型合併漁業（主として延縄を営む漁業。） 12 犬ヶ浦及び檜滝の区域の小型合併漁業（11に掲げる以外の小型合併漁業。）
------------	------------------	---

を

「

上県町 加入区	上県町漁業協同組合 の地区	1 ぶり飼付漁業（使用する漁船の総トン数が20トン未満であるものをいう。） 及び小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。） 2 はえなわ式あなごかご漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン 未満であるものをいう。） 3 鹿見の区域の小型合併漁業（主として延縄を営む漁業。） 4 鹿見の区域の小型合併漁業（3に掲げる以外の小型合併漁業。） 5 久原の区域の小型合併漁業（主として延縄を営む漁業。）及び一般釣り漁業 （使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） 6 久原の区域の小型合併漁業（5に掲げる以外の小型合併漁業。） 7 女連の区域の小型合併漁業（主として延縄を営む漁業。） 8 女連の区域の小型合併漁業（7に掲げる以外の小型合併漁業。） 9 御園の区域の小型合併漁業（主として延縄を営む漁業。） 10 御園の区域の小型合併漁業（9に掲げる以外の小型合併漁業。） 11 犬ヶ浦及び檜滝の区域の小型合併漁業（主として延縄を営む漁業。） 12 犬ヶ浦及び檜滝の区域の小型合併漁業（11に掲げる以外の小型合併漁業。）
------------	------------------	--

」

に改める。

長崎県告示第333号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定に基づく魚類養殖共済についての加入区の設定（平成30年長崎県告示第834号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

表中

「

南区第1501加入区	南区第1501号の漁業権の区域
五区第1000加入区	五区第1000号の漁業権の区域

を

」

「

南区第1501加入区	南区第1501号の漁業権の区域
南区第1502加入区	南区第1502号の漁業権の区域
五区第1000加入区	五区第1000号の漁業権の区域

に改め、五区第1025加入区の項、五区第1028

」

加入区の項、五区第1029加入区の項、五区第1037加入区の項、五区第1038加入区の項及び五区第1056加入区の項を削り、

「

五区第1502加入区	五区第1502号の漁業権の区域
五区第1110加入区	五区第1110号の漁業権の区域
五区第1504加入区	五区第1504号の漁業権の区域
五区第1111加入区	五区第1111号の漁業権の区域
五区第1505加入区	五区第1505号の漁業権の区域
北区第1000加入区	北区第1000号の漁業権の区域

を

」

「

五区第1502加入区	五区第1502号の漁業権の区域
五区第1112加入区	五区第1112号の漁業権の区域
五区第1113加入区	五区第1113号の漁業権の区域
五区第1114加入区	五区第1114号の漁業権の区域
五区第1115加入区	五区第1115号の漁業権の区域
五区第1116加入区	五区第1116号の漁業権の区域
五区第1506加入区	五区第1506号の漁業権の区域
五区第1507加入区	五区第1507号の漁業権の区域
五区第1117加入区	五区第1117号の漁業権の区域
五区第1118加入区	五区第1118号の漁業権の区域
北区第1000加入区	北区第1000号の漁業権の区域

に改め、対区第1085加入区の項及び対区第

」

1088加入区の項を削り、

「

対区第1089加入区	対区第1089号の漁業権の区域
------------	-----------------

を

」

「

対区第1089加入区	対区第1089号の漁業権の区域
対区第1094加入区	対区第1094号の漁業権の区域
対区第1506加入区	対区第1506号の漁業権の区域

に改める。

」

長崎県告示第334号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定に基づく真珠養殖共済についての加入区の設定（平成30年長崎県告示第835号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

表中

「

南区第3055加入区	南区第3055号の漁業権の区域
五区第3000加入区	五区第3000号の漁業権の区域

を

」

「

南区第3055加入区	南区第3055号の漁業権の区域
南区第3502加入区	南区第3502号の漁業権の区域
五区第3000加入区	五区第3000号の漁業権の区域

に改め、対区第3131加入区の項、対区第3132

」

加入区の項、対区第3506加入区の項及び対区第3507加入区の項を削り、

「

対区第3170加入区	対区第3170号の漁業権の区域
------------	-----------------

を

「

対区第3170加入区	対区第3170号の漁業権の区域
対区第3512加入区	対区第3512号の漁業権の区域

に改める。

長崎県告示第335号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

加 入 区 の 名 称	漁 業 の 区 分
美津島町第5加入区	小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。）
豊玉町第2加入区	旧豊玉町西部漁業協同組合の豊玉町水崎の区域の小型合併漁業
豊玉町第2加入区	旧豊玉町西部漁業協同組合の豊玉町加志々の区域の小型合併漁業
豊玉町第2加入区	旧豊玉町西部漁業協同組合の豊玉町東加藤の区域の小型合併漁業

長崎県告示第336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
路 線 名 佐世保世知原線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市田原町232番4地先から 佐世保市田原町232番4地先まで	前	33.3～47.2	9.6	
	後	33.3～47.2	9.6	

公 告

令和3年度長崎県調理師試験の実施（公告）

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により調理師試験を次のとおり実施する。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

1 試験期日 令和3年10月30日（土）午後1時30分から午後3時30分まで

- 2 試験地 長崎市 佐世保市
3 試験科目 公衆衛生学 食品学 栄養学 食品衛生学 調理理論 食文化概論
4 出題数及び出題形式 全60問、マークシートによる四肢択一方式
5 受験資格 次の二つの要件を具備すること。

(1) 学歴 次の各号の一に該当するものであること。

- ア 中学校を卒業した者
イ 旧国民学校令による国民学校の高等科を修了した者
ウ 旧中学校令による中等学校の2年の課程を終った者
エ 旧師範教育令による附属中学校又は附属高等女学校の第2学年を修了した者
オ 旧盲学校及び聾唖学校令によるろうあ学校の中等部第2学年を修了した者
カ 旧高等学校令による高等学校尋常科の第2学年を修了した者
キ 旧青年学校令による青年学校の普通科の課程を修了した者
ク 内地以外の地域における学校の修了者であってイ、ウ又はカと同等の取扱いを受ける者
ケ 旧国民学校令による国民学校の初等科を終了した者又は学校教育法による小学校若しくは聾学校若しくは養護学校の小学部を終了した者であって調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において5年以上調理の業務に従事したもの
コ その他学校教育法第57条又は調理師法附則第3項に該当する者

(2) 調理業務従事経験

調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において調理業務従事証明書の証明日までに2年以上調理の業務に従事した者（1のケに該当する者はあわせて7年以上の調理の業務の経験が必要となるので留意すること。）

6 受験手続

(1) 提出書類

- ア 受験申請書 1部
イ 受験票・写真台帳 1部
(上半身、無帽、正面向きで6ヶ月以内に撮影したもので、大きさ縦4センチメートル、横3センチメートル、裏面に氏名・生年月日を記入したものを所定の台紙に貼り付けること。)
ウ 受験手数料の領収証書 1部
(振込取扱票にて受験手数料を支払い、金融機関の領収印が押印された領収証書を受験票の裏面に貼付する)
エ 受験票送付用封筒（84円分の切手を貼付） 1部
オ 卒業証明書 1部（最終学歴のものでなくても可）
カ 調理業務従事証明書 1部
(調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したものであることを証する書類（学歴ケに該当する者は別に5年間）の調理業務従事証明書を添付すること。)
キ 戸籍抄本等 1部
(卒業証明書・調理業務従事証明書・過去の調理師試験の受験票（原本）の氏名と現氏名が異なる場合のみ必要で、受験願書の提出日前6ヶ月以内に交付されたもの)
＊ なお、長崎県が実施した令和元年度以降の調理師試験の受験票（原本）を提出する場合に限りオ、カの書類を省略することができる。

(2) 受験手数料 6,400円（所定の払込取扱票を使用して、受験申請受付期間内に金融機関で支払うこと。）

(3) 受験願書の提出期間及び提出先

令和3年5月10日（月）から同年6月4日（金）までの間に、公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当（郵便番号103-0012東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階 電話番号03-3667-1815、ファックス番号03-3667-1868）に「簡易書留」で郵送提出すること。

(4) 受験票の交付 受験票は公益社団法人調理技術技能センターから受験者へ直接送付する。

7 合格者の発表

(1) 合格者は令和3年12月17日（金）午前10時に公益社団法人調理技術技能センターホームページに掲載する。また、長崎県庁玄関ならびに各保健所に掲示する。

(2) 合格者に対しては、公益社団法人調理技術技能センターから、合格通知書により通知を行う。

8 その他

(1) 試験について不明の点があるときは、公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当に問い合わせること。

(2) 受験申請書は、最寄りの保健所、長崎県 福祉保健部 国保・健康増進課又は、公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当で配布する。

郵便で受験申請書を請求する場合は、封筒（大きさは問わない）の表に「長崎県調理師試験 受験申請書希望」と明記し、宛先、郵便番号及び住所を記入し140円切手を貼った返信用封筒（角型2号）を同封して公益社団法人調理技術技能センターに請求すること。

郵便による受験申請書の請求は、令和3年5月10日（月）から同年5月28日（金）までの期間に到着したものに限り受け付ける。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

させば五番街

長崎県佐世保市新港町2番7 他

2 届出の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する変更

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

佐世保市長 朝長 則男

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

させば五番街

長崎県佐世保市新港町2番7 他

2 届出の概要

大規模小売店舗の施設配置に関する事項の変更

①駐輪場の位置及び収容台数に関する変更

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

佐世保市長 朝長 則男

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年3月5日総代会議決）を認可した。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 西海町土地改良区

認可年月日 令和3年3月24日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、島原振興局長から公共測量（数値地形図データ作成及び数値図化）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
雲仙市 愛野町、吾妻町	令和3年3月24日から 令和5年2月10日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県央振興局長から公共測量（基準点測量及び水準測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
諫早市高来町他、雲仙市吾妻町	令和3年3月18日で

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎市長から公共測量（数値地形図修正、地図編集）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年4月2日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市全域	令和3年3月12日

発行者
長崎県
尾上町三番一号

正 誤

令和3年3月23日付け長崎県公報第11005号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
2437	21	官公有無番地先（対馬市上県町檜滝字大896番4）まで	官公有無番地先（対馬市上県町檜滝字大隅896番4）まで

電話代表
直通表（八二四）
二一一四一

印刷所
長崎県
壱岐市
八幡町八番十二号

株式会社
クイック
プリント
田宏弥